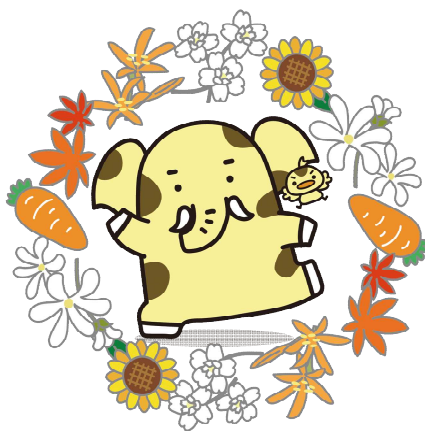


第4次にいざ 男女共同参画プラン

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）



新座市

はじめに



男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき課題です。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組と連動しながら、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画をはじめとする様々な取組を推進してきました。

また、本市においては、男性も女性も平等にいきいきと暮らすことができる元気の出るまちを築くため、平成12年に埼玉県下で初めてとなる「新座市男女共同参画推進条例」を制定し、積極的に様々な関連施策を推進してまいりました。

しかしながら、社会全体においては、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在し、これに基づく社会通念や慣行などが依然として残っています。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大で、営業自粛等による非正規雇用労働者の減少や、育児介護等のケアワークの負担増など、女性への深刻な影響が明らかになりました。

同時に、これまでも指摘されてきた配偶者等からの暴力やひとり親家庭等の貧困がより表面化し、私たちの向き合うべき課題が浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえ、この度、本市では、「あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり」、「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」及び「男女ともに働きやすい環境づくり」の3つの基本目標を掲げた「第4次にいざ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

市民の皆様や事業者の皆様とともに、男女共同参画のまちづくりを一層推進し、誰もが自分らしく活躍できる魅力ある快適みらい都市を共創してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たりまして、貴重な御提言を頂きました新座市男女共同参画審議会の委員の皆様や、御協力を賜りました市民の皆様々に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

新座市長 並木 傑

◆目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	7
2	計画の基本理念	7
3	計画の基本目標	8
4	計画の位置付け	8
5	計画の期間	8
6	計画の推進に当たっての市民、事業者、市の役割	8
7	計画の推進	9
8	統計からみる新座市の現状	10

第2章 男女共同参画を取り巻く環境

1	国際的な動き	17
2	国の動き	18
3	埼玉県動き	20
4	新座市の取組	21

第3章 計画の内容

1	施策の体系	25
2	施策の展開	27
	・基本目標1 あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり	27
	・基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	32
	・基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり (女性の職業生活における活躍についての推進計画)	38

資料編

1	第4次にいざ男女共同参画プラン策定の経過	45
2	新座市男女共同参画審議会委員名簿	45
3	新座市男女平等意識・実態調査	45
4	男女共同参画に関する年表	46
5	関係法令等	52
	(1) 新座市男女共同参画推進条例	52
	(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	55
	(3) 男女共同参画社会基本法	60

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	64
(5) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	71
(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	72
(7) 埼玉県男女共同参画推進条例	79
6 用語解説	81

◆ 本文中、※印の付いた用語は、資料編「6 用語解説」において詳細に説明しています。

新座市男女共同参画都市宣言

わたしたちは

性別にとらわれず 性別により差別されず

対等なパートナーとして

自らの意思により

あらゆる分野に共に参画し

責任を担う社会の実現をめざして

ここに 新座市を

男女共同参画都市とすることを宣言します

- 1 家事と育児と介護を共に担う家庭をつくれます
- 1 平等で働きやすい職場をつくれます
- 1 生涯にわたり男女平等意識を育む地域社会をつくれます
- 1 互いを認め思いやり人権を尊重するまちをつくれます
- 1 豊かな環境と平和な社会を願い世界に友情の輪を広げます

平成13年11月1日制定